清多端ニ付中ニ敢テ
一書ヲ呈シ其長ヲ篇
時候ヲ恢其暫時等閑ヲ
希ス 京極侯五位元侯
藩ニ已ニ
時ヲ稽ル 先日中公亟ニ
此条ハ折ニ従来仕ル
郷国ニ秋冷紙ニ掲載ヲ
必ス京島ニ宮ニ宮ニ
事ヲ深ニ別紙ニ面ル
書面ニ渡抜条ニ上何ト
二分ヲ地ヲ踏ミ
夫ハ年来ヲ心中ノ
有ヲ出一ヲ自費ニ
陪従ノ条ハ宮ニ
如ヲ解牛ヲ人ヲ載セ
難ハ人ノ賤俗ヲ

ありて舘中之人を載せ
難く候ニ付の賤役を
執りしハ候て向後自ら賛成く出し候
厭ひ不申此之法を
閣下ニ而願奉り候一ても突然
参館之揮あり是非く私
より新異掘之懈く
相頼ミ私而様めて候
き華族之存在を方
推譲く候之義く
閣下の電覧を煩し
奉りハ事ニ候何卒
衷情ハ懐察下被下
且小笠原島之事も今日
私ハ雅あり然之誠
在新より毎常語りし

拝謁を願ふ

若下の電覧を煩し

事の如何

度情に懐

ゼ小笠原島に事を今日

小拙あるを然る詩

を和を毎常語を

心情を多忙中に拙

を深中少を人に好

前件の事情略申奏

細を本人を天中に

謹言

十月十四日　近衛篤麿

参議大久保卿

閣下